

平成30年度第3回^{もり}森林の未来を考える懇談会資料

森林環境税(仮称)及び 森林環境譲与税(仮称)について

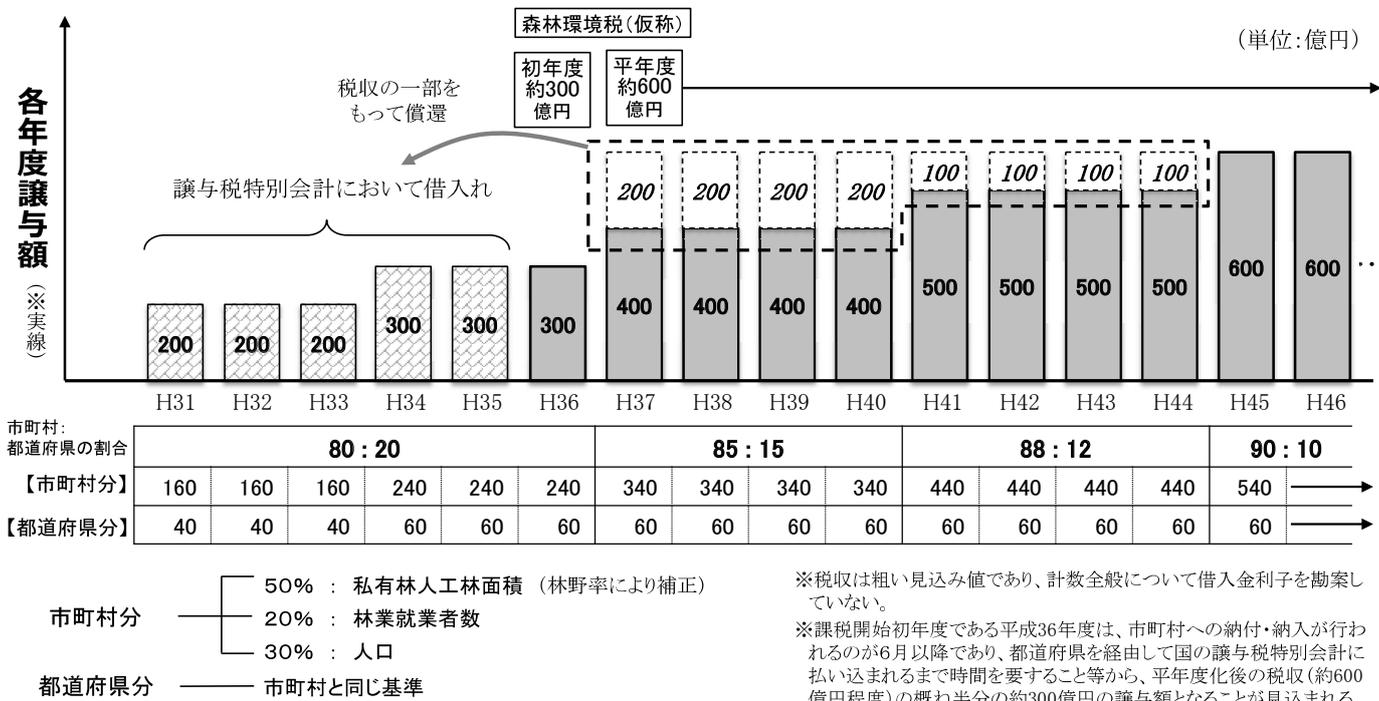
- 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準
- 森林経営管理制度の全体概要

平成31年3月27日

福島県農林水産部森林計画課

森林環境譲与税（仮称）の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



森林経営管理制度の全体概要

森林経営管理制度(森林経営管理法)の全体概要

